一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
四郎丸前川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県東彼杵郡東彼杵町法音寺郷
字小中尾平　四二五番　一号
四二三番　二号
四二二番　三号
四一七番二　四号
四一七番一　五号及び六号
四一六番　七号
四六八番八　八号
四六二番　十三号及び十四号
四五〇番　十五号
字川井川内　四七〇番六　九号
四七四番一　十号及び十一号
四七四番二　十二号
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県東彼杵郡東彼杵町法音寺郷
字小中尾平　四六三番
四六五番
四六八番四及び四六八番五
四六八番八
四六八番一一から四六八番一五まで
字川井川内　四六九番
四七〇番二及び四七〇番三
四七〇番六から四七〇番九まで
四七一番
四七三番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺辺田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県佐世保市城間町
二八三番一　一号及び十一号
四七八番七　二号及び三号
四七八番三　四号から七号まで
四七八番二　八号及び九号
四七六号　十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大日川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免
字大日　三五〇番八　一号及び九号
三五〇番一二　三号及び四号
三五〇番一三　五号
字田中　四一七番二五　二号
四一七番一三　六号
四一七番一二　七号
四一七番一一　八号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ドンドン川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県壱岐市勝本町坂本触
字井ノ辻　二〇八番五　一号及び二号
二〇六番　三号
二〇三番三　四号
一九七番　五号
一八八番　六号
一八六番四　七号
一八六番六　八号
二〇九番六　九号
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県壱岐市勝本町坂本触
字井ノ辻　一八七番二
一八八番及び一八九番
一九五番
一九六番一及び一九六番二
一九七番
二〇〇番一
二〇〇番三
二〇三番三
二〇六番

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
陣の内川（二）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
長崎県長崎市上戸石町
一八八二番一
一九〇二番一
一九〇三番一
一九〇八番及び一九〇九番
一九一〇番イ及び一九一〇番ロ
一九一一番イ及び一九一一番ロ
一九一二番から一九二三番まで
一九二四番イ及び一九二四番ロ
一九二五番及び一九二六番
一九二七番第一及び一九二七番第二
一九三四番から一九四〇番まで
一九四七番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県長崎市上戸石町
一九九五番　一号
一九七六番　二号
一九六八番一　三号
一九六三番　四号
一九〇六番　五号
一九〇三番一　六号
一九四〇番　七号
一九四二番　八号
一九四三番　九号
一九六〇番三　十号
一九七四番　十一号
一九九二番　十二号

○東北地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年七月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
尾花沢市大字野黒沢字西原六二五番一から同市大字野黒沢字下野黒沢六七一番一まで	敷地の幅員	延長
	前　三九・〇〇メートル	後　四〇・七〇メートル
	三九・〇〇メートル～一四〇・七〇メートル	〇・二九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○国土交通省告示第七百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年七月二十日　国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号から七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と七号を結んだ線から国道三百六十八号線道路敷境界線までの区間の水谷川中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域（平成四年建設省告示第六百七十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
三重県津市美杉町杉平
字井戸谷　三三番　一号及び二号
三五番四　三号
字フクベ　八七番　四号
八八番一　五号から七号まで

○国土交通省告示第七百六十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。
平成二十三年七月二十日
国土交通大臣　大畠　章宏
三ロ中「南蔵王町一丁目六番十一号」を「東深津町三丁目一番四号」に改める。